

平成 27 年 10 月 3 日制定
令和 7 年 11 月 9 日改定

編集委員の投稿に関する内規

第 1 条 この内規は、「日本音楽教育学会編集委員会規定」第 5 条の 2, 3, および第 6 条の 2, 3 に基づき、本学会が発行する『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』誌へ編集委員が投稿した場合に必要となる取り扱いについて、理事会と編集委員会との間で取り決めるものである。

- (1) 「日本音楽教育学会編集委員会規定」第 11 条により、編集委員長は投稿することができない。
- (2) 『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』誌は、会員からの投稿を主体とすることから、投稿以外の編集委員の執筆については、編集委員会で必要性を精査する。

第 2 条 『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』誌に編集委員が投稿した場合は、編集委員長が理事会に対して編集委員の投稿があった旨を報告する。

第 3 条 前条の報告を受けた理事会は、「採否決定のための臨時委員会」(以下「臨時委員会」)を設ける。採否決定のための臨時委員会は、2 名の理事によって構成する。採否の決定は「日本音楽教育学会編集委員会規定」第 5 条の 2, 3, および第 6 条の 2, 3 に準じ、以下の方法で行う。

- (1) 臨時委員会は、『音楽教育学』に投稿された研究論文、研究報告、研究動向、論考について査読するとともに、編集委員および理事以外の査読者 1 名に査読を依頼する。これらの査読結果をもとに採否を決定し、編集委員長に報告する。臨時委員会の報告を受けて、編集委員長は理事会に報告する。
- (2) 臨時委員会は、『音楽教育学』に投稿された前項以外の原稿について、その採否を決定し、編集委員長に報告する。臨時委員会の報告を受けて、編集委員長は理事会に報告する。
- (3) 臨時委員会は、『音楽教育実践ジャーナル』に投稿された研究論文、研究報告について査読するとともに、編集委員および理事以外の査読者 1 名に査読を依頼する。これらの査読結果をもとに採否を決定し、編集委員長に報告する。臨時委員会の報告を受けて、編集委員長は理事会に報告する。
- (4) 臨時委員会は、『音楽教育実践ジャーナル』に投稿された前項以外の原稿について、その採否を決定し、編集委員長に報告する。臨時委員会の報告を受けて、編集委員長は理事会に報告する。

※この規定は、令和 7 年 11 月 9 日より改定施行する。